

野田市水道事業指名競争入札及び随意契約に係る様式等一覧表

(業務委託)

No.	様式等名称
1	積算内訳書
2	誓約書・委任状
3	入札書
4	見積書
5	入札書（小額単価契約用）
6	見積書（小額単価契約用）
7	小額単価契約用入札書（見積書）記載例
8	質疑応答書
9	入札の心得（指名競争入札・随意契約用）
10	入札辞退届

(宛先) 野田市水道事業管理者

住 所

商号(名称)

代表者氏名

積 算 内 訳 書 (入札時提出用)

業 務 名

委託箇所

(代表者印押印欄)

1. 内訳書

項目(内訳)	金額(円)								備 考
直接業務費									直接人件費と直接物品費の合計
直接人件費									
直接物品費									当該業務に直接従事する者が当該業務を行うため、必要な物品を消費することによって発生する費用
業務管理費									当該業務を実施するうえで、受注者が現場業務を管理運営するために必要な直接業務費以外の費用
一般管理費等									受注者が企業を維持運営していくため、必要な直接業務費及び業務管理費以外の費用で、一般管理費及び営業利益
合計:業務価格(税抜)									入札書記載金額と一致すること

注1) 本票の内訳書の「合計:業務価格(税抜)」と入札書に記載する金額は一致すること。

注2) 本票は入札の際に入札書と合わせて提出すること。

誓約書・委任状

令和 年 月 日

(宛先) 野田市水道事業管理者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

⑩

代理人氏名

⑩

1 業務名 (業務番号) 令和 年度 第 号

(業務名)

2 委託場所

今般の上記委託業務の競争入札（見積）に関し、談合等の不正行為は行っていないことを誓約するとともに、落札後、当該委託業務に関する談合等の事実が明らかになった場合には、契約を解除されても異議を申し立てません。なお、この誓約書の写しが、公正取引委員会及び千葉県警察に送付されても異議はありません。

私は、都合により（ ）を代理人と定め、上記委託業務の入札及び見積に関する一切の権限を委任します。

小額単価契約用入札書（見積書）記載例

(例1) 1 2 3 円 4 5 銭で入札したい場合

入 札 書

金額		十	万	千	百	十	一	円	十	一	銭也
					1	2	3		4	5	

(例2) 1 2 3 円 4 0 銭で入札したい場合

入 札 書

金額		十	万	千	百	十	一	円	十	一	銭也
					1	2	3		4	0	

(例3) 1 2 3 円で入札したい場合

入 札 書

金額		十	万	千	百	十	一	円	十	一	銭也
					1	2	3		0	0	

(注) 銭の金額欄に記載のない場合については「0 銭」とみなします。

入札の心得（指名競争入札・随意契約用）

1. 入札の指定時刻に遅れた者は失格とする（入札の時間及び場所は指名通知書で確認すること）。
2. 入札参加者は入札に際し、誓約書を提出しなければならない。なお、入札参加者が代理人の場合は、委任状も併せて提出しなければならない。指定様式の「誓約書・委任状」を使用すること。「誓約書・委任状」の提出が無い場合は失格となる。
※配布した設計図書・仕様書等の資料は、入札の前に返還しなければならない。
3. 入札参加者は、入札額の積算根拠となる工事（積算）内訳書の提出を求められている場合は、入札執行官の指示に従い、当該内訳書を提出すること。
4. 入札参加者は、指定の日時・場所に出頭し、持参した入札書（野田市水道部から指定された様式）に必要事項を記入押印し、入札執行官の指示に従い入札箱に投函する。
※入札書記載の金額の頭止めは、「金」・「¥」ではなく、入札参加者の認印を押すこと。
5. 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
 - ①入札参加者は、入札にあたっては競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
 - ②入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
6. 入札参加者は投函した入札書の引換・変更又は取消しをすることができない。
7. 次に該当する入札は、無効とする。
 - ①入札に参加する資格を有しない代理人のした入札。
 - ②委任状を持参しない代理人のした入札。
 - ③記名・押印を欠く入札。
 - ④入札書の金額が0円の入札。
 - ⑤金額を訂正した入札。
 - ⑥工事（積算）内訳書の提出を求められている入札において、工事（積算）内訳書の提出がないとき又は工事（積算）内訳書と異なる入札額が書かれた入札
 - ⑦誤字・脱字等により意思表示が不明瞭である入札。
 - ⑧明らかに連合（談合）であると認められる入札。
 - ⑨同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札。
 - ⑩再度入札において、前回の最低入札金額を上まわった入札。
 - ⑪その他入札に関する条件に違反した入札。
8. 開札の結果、入札参加者全員が予定価格に達しない場合の再度入札を行う。
 - ①再度入札は、原則として1回とする（入札書の用紙を事前に複数枚準備すること）。
 - ②1回目の入札が無効となった者は、再度入札には参加できないものとする。
 - ③1回目の入札に参加しない者は、再度入札には参加できないものとする。
9. 落札者の決定は、入札を行った者のうち予定価格内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、低入札価格調査制度を適用した入札で、最低入札者であっても調査基準価格を下回った場合は必ずしも落札者とならない場合がある。
10. 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。
11. 前項の場合において当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

12. 都合により入札を辞退することができる。辞退を希望する場合は、入札執行の前までに入札担当課に入札辞退届を提出するとともに、設計図書・仕様書等を返還すること。なお、このことにより以後の指名等について不利益な取扱を受けることはない。
13. 入札の執行は野田市水道部の都合により延期又は取消すことがある。この場合、入札参加者において損害を受けることがあっても、野田市水道部はその補償の責を負わないものとする。
14. 入札参加者が談合し、又は不穩の行動をなす等（指名通知後、入札参加者として不適格と認められるような結果になった場合も含む）の場合において入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。この場合、入札参加者において損害を受けることがあっても、野田市水道部はその補償の責を負わないものとする。

◎入札・契約に係る注意事項（上記以外）

- 注意 1. 入札書に記載する金額は、消費税抜きの金額であること。
- 注意 2. 契約保証、前払金、部分払等については、指名通知書等で確認すること。
- 注意 3. 入札書等の工事番号等の記載は、指名通知書に番号の記載がない場合は記入の必要はない。
- 注意 4. 再度入札でも落札者がいない場合には、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 の規定により随意契約とし、2 回目の入札で最低額を示した者と見積り合わせを行う。ただし、見積書の提出は 2 回までとし、2 回目の見積額でも予定価格に達しなければ当該入札は不調とする。方法は、入札執行官の指示に従うこと。なお、見積書を徴することが適切でないとは認められない場合はこの限りではない。
- 注意 5. 入札参加者は事前に、再度入札のときに使用する入札書 1 枚と不落随意契約となったときに使用する見積書 2 枚を用意すること。
- 注意 6. 入札に関する指定様式は、野田市ホームページ（野田市水道事業入札情報）からダウンロードすることができるのでそこから入手すること。ただし、ダウンロードにより入手できない指定様式等については、野田市水道部業務課窓口で配布する。
- 注意 7. 入札会場駐車場は、混雑する場合がある。
（入札会場駐車場の混雑により入札参加者において損害を受けることがあっても、野田市水道事業はその補償の責を負わないものとする。）
- 注意 8. 見積り合せの場合は、上記の「入札」を「見積り合せ」と読み替えること。

入札辞退届

- 1 業務番号 令和 年度 第 号
- 2 業務名
- 3 業務場所

上記の入札について、下記の理由により入札参加を辞退します。
記

(理由)

令和 年 月 日

所在地

商号(名称)

代表者氏名

印

(宛先) 野田市水道事業管理者

注意：所在地欄、商号(名称)欄、代表者氏名欄及び代表者印押印欄には、制限付一般競争入札参加申請書と同様の記入・押印をすること。ただし、制限付一般競争入札参加申請後に変更があった場合には、この限りでない。